■ 第一種特定化学物質が使用されている場合に輸入することができない製品（化審法施行令第7条）

番号	第一種特定化学物質	製品
1	ポリ塩化ビフェニル	1 潤滑油、切削油及び作動油
		2 接着剤（動植物系のものを除く。）、パテ及び閉そく用又はシーリング用の充てん料
		3 塗料（水系塗料を除く。）、印刷用インキ及び感圧複写紙
		4 液体を熱媒体とする加熱用又は冷却用の機器
		5 油入変圧器並びに紙コンデンサー、油入コンデンサー及び有機皮膜コンデンサー
		6 エアコンディショナー、テレビジョン受信機及び電子レンジ
2	ポリ塩化ナフタレン（塩素数が2以上のものに限る。）	1 潤滑油及び切削油
		2 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤
		3 塗料（防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。）
3	アルドリン及びDDT	1 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤
		2 塗料（防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。）
4	ディルドリン	1 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤
		2 塗料（防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。）
		3 羊毛（脂付き羊毛を除く。）
5	クロルデン類	1 木材用の防腐剤及び防虫剤
		2 木材用の接着剤
		3 塗料（防腐用又は防虫用のものに限る。）
		4 防腐木材及び防虫木材
		5 防腐合板及び防虫合板
6	ビス（トリブチルスズ）＝オキシド	1 防腐剤及びかび防止剤
		2 塗料（貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。）及び印刷用インキ
		3 漁網
7	N，N’－ジトリルーパラーフェニレンジアミン、Nートリルー N’－キシリルーパラーフェニレンジアミン又はN，N’－ジキシリルーパラーフェニレンジアミン	1 ゴム老化防止剤
		2 スチレンブタジエンゴム
8	2，4，6－トリーターシャリーブチルフェノール	1 酸化防止剤その他の調製添加剤（潤滑油用又は燃料油用のものに限る。）
		2 潤滑油
9	マイレックス	木材用の防虫剤
10	2－（2H－1，2，3－ベンゾトリアゾール－2－イル）－4，6－ジーターシャリーブチルフェノール	1 化粧版
		2 接着剤（動植物系のものを除く。）、パテ及び閉そく用又はシーリング用の充てん料
		3 塗料及び印刷用インキ
		4 ヘルメット
		5 ラジエーターグリルその他の自動車の部品（金属製のものを除く。）
		6 照明カバー
		7 保護用眼鏡のレンズ及び眼鏡のフレーム
		8 防臭剤
		9 ワックス
		10 サーフボード
		11 インキリボン
		12 印画紙
		13 ボタン
		14 管、浴槽その他のプラスチック製品（成形したものに限る。）
11	PFOS又はその塩	1 航空機用の作動油
		2 糸を紡ぐために使用する油剤
		3 金属の加工に使用するエッチング剤
		4 半導体（無線機器が3メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体を除く。）の製造に使用するエッチング剤
		5 メッキ用の表面処理剤又はその調製添加剤
		6 半導体の製造に使用する反射防止剤
		7 研磨剤
		8 消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤
		9 防虫剤（しろあり又はありの防除に用いられるものに限る。）
		10 印画紙
12	テトラブロモジフェニルエーテル	1 塗料
		2 接着剤
13	ペンタブロモジフェニルエーテル	1 塗料
		2 接着剤
14	ヘキサブロモシクロドデカン	1 防炎性能を与えるための処理をした生地
		2 生地に防炎性能を与えるための調製添加剤
		3 発泡ポリスチレンビーズ
		4 防炎性能を与えるための処理をしたカーテン
15	ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル	1 木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤
		2 防腐木材、防虫木材及びかび防止木材
		3 防腐合板、防虫合板及びかび防止合板
		4 にかわ

※別名で表記している。

■ 第一種特定化学物質を使用することができる用途（化審法施行令第8条）

第一種特定化学物質	用途
PFOS又はその塩	1　エッチング剤（圧電フィルタ又は無線機器が3メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に使用するものに限る。）の製造
	2　半導体用のレジストの製造
	3　業務用写真フィルムの製造

■ 技術上の基準に従わなければならない第一種特定化学物質が使用されている製品（化審法施行令第9条）

第一種特定化学物質	製品
PFOS又はその塩	1　エッチング剤（圧電フィルタ又は無線機器が3メガヘルツ以上の周波数の電波を送受信することを可能とする化合物半導体の製造に使用するものに限る。）
	2　半導体用のレジスト
	3　業務用写真フィルム

■ 第二種特定化学物質が使用されている場合に輸入予定数量等を届け出なければならない製品（化審法施行令第10条）

第二種特定化学物質		製品
番号	名称	
11*	トリブチルスズ＝メタクリラート	塗料（貝類、藻類その他の水中の生物の付着防止用のものに限る。）
12*	ビス（トリブチルスズ）＝フマラート	
13*	トリブチルスズ＝フルオリド	
14*	ビス（トリブチルスズ）＝2，3－ジブロモスクシナート	
15*	トリブチルスズ＝アセタート	
16*	トリブチルスズ＝ラウラート	
17*	ビス（トリブチルスズ）＝フタラート	
18*	アルキル＝アクリラート・メチル＝メタクリラート・トリブチルスズ＝メタクリラート共重合物（アルキル＝アクリラートのアルキル基の炭素数が8のものに限る。）	
19*	トリブチルスズ＝スルファマート	
20*	ビス（トリブチルスズ）＝マレアート	
21*	トリブチルスズ＝クロリド	
22*	トリブチルスズ＝シクロペンタンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物（別名トリブチルスズ＝ナフテナート）	
23*	トリブチルスズ＝1，2，3，4，4a，4b，5，6，10，10a－デカヒドロ－7－イソプロピル－1，4a－ジメチル－1－フェナントレンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物（別名トリブチルスズロジン塩）	

* 次表の3号において「トリブチルスズ化合物」という。

■ 技術上の指針の公表を行う第二種特定化学物質が使用されている製品（化審法施行令第11条）

番号	第二種特定化学物質	製品
1	トリクロロエチレン	1　接着剤（動植物系のものを除く。）
		2　塗料（水系塗料を除く。）
		3　金属加工油
		4　洗浄剤
2	テトラクロロエチレン	1　加硫剤
		2　接着剤（動植物系のものを除く。）
		3　塗料（水系塗料を除く。）
		4　洗浄剤
		5　繊維製品用仕上加工剤
3	トリブチルスズ化合物	1　防腐剤及びかび防止剤
		2　塗料（貝類、藻類その他の水中の生物の付物着防止用のものに限る。）